

令和4年6月21日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

共同代表

潮谷 義子

柏女 霊峰

相澤 仁

今般の児童福祉法改正を踏まえた今後の社会的養育の推進について（要望書）

さる6月8日に成立した児童福祉法改正は、地域において虐待をはじめとした様々なリスクにさらされている子どもたちとその家庭に対する支援を拡充し、子どもたちの権利を擁護しつつその健全な養育を図る上で、大きな前進となり得るものであり、厚生労働省をはじめこの改正に携わられた関係者に深く敬意と感謝を表する次第です。

今後、厚生労働省（令和5年4月以降はこども家庭庁）におかれては、改正法の施行に向けた政省令の改正等、準備作業を進められるものと考えますが、そうした時期にあたり、私たち全国家庭養護推進ネットワーク幹事会においては、本年1月28日～30日に開催致しました第4回FLECフォーラムにおける諸議論も踏まえ、改正法施行に向けて、さらにはその後の我が国の社会的養育の更なる前進に向けて、下記の要望をとりまとめました。

これまでの要望書（令和3年3月5日付及び令和3年7月29日付 別添1及び2）もご参照いただきつつ、ご高配を賜れば幸いです。我が国において子どもたちの権利が十分に保障され、家庭を含む地域社会が子どもたちの健全な育ちを保障し得るものとなるよう、心から願っております。

記

1. 今般の児童福祉法改正の施行に向けて

(1) 改正法施行に伴う措置費等の見直しについて

今回の法改正により新たに創設された諸事業の施行に伴い、措置費等の財政措置を講じるに当たっては、下記の点について十分にご配慮をお願い致します。

①ソーシャルワーク系事業等への思い切った措置費配分

今後全国的に体制整備が必要な事業、すなわち今般の法改正で法制度化され又は義務的経費化された「里親支援センター」や児童家庭支援センターへの指導委託、拡充された「児童自立生活援助事業」、やはり新たに制度化された「親子再統合支援事業」、「社会的養護自立支援拠点事業」、「意見表明等支援事業」、「妊産婦等生活援助事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」といった子どもたちへのソーシャルワークに関する事業、地域における子ども家庭支援に関する事業に思い切った財源配分を行うこととし、社会福祉法人やNPO等の民間機関がこれらの事業に取り組むインセンティブを強化して下さい。

②パフォーマンスに応じて増加する措置費体系

これまでのように単に必要な人件費をカバーするだけの財政措置ではなく、入所機能も含めて、それぞれの事業者のパフォーマンスに応じて措置費等が増加するような仕組みとし、施設等の民間機関による支援の提供量の増加と質の向上を図る方向での検討をお願い致します。

(2)社会福祉法人の多機能化により里親支援センターや児童家庭支援センターを創設する際のコンサルテーションについて

乳児院や児童養護施設を運営する多くの社会福祉法人が、里親支援や地域支援のニーズに応じて多機能化することの重要性を理解しつつも、実際にどのような段取りで何を検討すればそれが実現するのかわからない、といった状況にあります。そうした場合に、法人に寄り添い、経営上の課題も含めコンサルテーションが受けられるような仕組みの検討をお願い致します。

(3)子ども家庭センターの新たな業務とされた「サポートプラン」の作成について

「サポートプラン」の策定については、社会福祉法人やNPO等の民間機関のソーシャルワーク機能を育成する趣旨も含めて、保育所や児童家庭支援センター等の民間機関に委託することを可能とし、それぞれの子ども子育て家庭に対するケアマネジメントができるような支援体制を確保するとともに、サポートプラン作成時に児童発達支援センター等障害施策の支援者を含む支援関係者が幅広く集って議論することが可能となる体制の構築をお願い致します。

(4) 自立支援の強化について

① 児童自立生活援助事業の年齢による一律の利用制限の弾力化について

今般の法改正により「児童自立生活援助事業」が拡充されるとともに、その利用に係る年齢制限が弾力化されたことは、子どもたちの自立に向けた支援を大きく前進させるものと考えています。

今後のその運用に向けた準備に当たっては、個々の支援の現場での利用年齢の判断が地方自治体の裁量に委ねられていること、それぞれの子どもたちにとっての自立に適した時期はそれぞれに異なること、利用年齢の弾力化が逆に子どもの自立を妨げる事例が生じる可能性もあること等を踏まえ、これらの制度が子どもたちの自立を真に支援するものとなるよう、地方自治体向けのガイドラインの作成等の施行に向けた準備をお願い致します。

② 「社会的養護自立支援拠点事業」の対象者について

今般の法改正における本事業（いわゆるアフターケア事業）の法制度化についても、私たちは子どもたちの自立に大きく貢献し得るものと考えています。

その運用に当たっては、かつて社会的養護を経験した者だけではなく、同様の養育環境にありながら諸々の経緯で社会的養護を経験できなかった者たちも幅広く対象として支援が行われるよう、お願い致します。

③ 子どもの意見を十分反映した自立支援計画の策定

子どもたちの自立にあたって自立支援計画を策定するに当たっては、子ども自身の意見が十分反映されたものとなるよう、地方自治体への徹底をお願い致します。

④ 若者・大人に対する支援制度との連携体制の構築

子どもたちはいったん自立した後も、様々な困難に陥り支援を必要とする状況となります。その際に、児童福祉法上の支援だけではなく、若者に対する支援策や生活困窮者支援法や障害者総合福祉法上の支援等、若者・大人に対する支援制度も十分に活用できるよう、社会的養護施策の対象となっている間から、それらの施策との連携を地域ごとに進めていくことも重要です。

(5) 里親・ファミリーホームのあり方の検討及び施設の多機能化・高機能化の実現に向けた検討

本年2月の社会的養育専門委員会報告書に述べられているとおり、里親とファミリーホームについて、定員のあり方（ファミリーホームの定員について4名を標準とするなど）を含む制度のあり方の検討を早急に

開始するとともに、児童福祉施設と自立援助ホームについても、人員配置基準の在り方やそれらを支える措置費のあり方等について、早急に検討を開始していただけるよう、お願い致します。

2. 以前の要望内容のうち積み残された課題

(1) ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化と児童相談所業務のスリム化

令和3年3月5日付要望書において、私たちは、我が国における子どもと子育て家庭に対する脆弱な支援体制を確固としたものとするため、里親家庭支援をはじめとして、子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施策との連携等のソーシャルワーク系の子ども家庭支援機能を、虐待予防の観点も含め、一時保護時の養育とあわせて、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化するとともに、義務的経費によって安定的な財政措置を講じること、その一方で、児童相談所の業務をスリム化することを提案致しました。

今回の児童福祉法改正においては、多くの事業が新たに制度化されるとともに、「里親支援センター」等いくつかの事業は義務的経費として安定的な財政措置が講じられており、提案させていただいた方向が大きく前進しているものと理解しています。

しかしながら、「親子再統合支援事業」や「社会的養護自立支援拠点事業」等、児童福祉法に制度化されたもののなお義務的経費とされていない事業が存在するとともに、「子ども及び実親家庭のアセスメント、及び里親家庭への委託や施設への措置を含めた自立支援計画の策定並びにその改定」等子どもと子育て家庭に対するソーシャルワークを行う上で重要な支援内容が、なお児童相談所のみが携わる業務とされており、民間機関の事業として制度化されておらず、民間機関が児童相談所からの委託によりそうした業務に携わったとしても、安定的な財政措置が行われ得ない仕組みとなっています。

我が国の子ども・子育て家庭の支援体制を地域ごとに強固にしていくためには、市町村や児童相談所だけではなく、施設やNPO等の民間機関の参画・育成が不可欠です。それは明らかな業務過多で苦しんでいる児童相談所のスリム化にも繋がります。政府におかれましては、今後の制度改正においても、引き続きこうした方向を推進していただけますよう、お願い致します。

(2) 「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」の創設

これら「センター化」について、法制度上位置付けるとともに、安定的な財政措置をあらためてお願い致します。

(3) 母子（親子）一体型支援制度の創設

ひとり親家庭の子ども及び家庭に対するアセスメントやケアマネジメント、訪問支援や家族再統合支援、自立支援等を親子一体として効果的に実施することができるよう、母子生活支援施設や乳児院等を支援主体として想定し、母子（親子）一体型の支援体系（措置又は契約による）の制度化をお願い致します。

(4) 子ども子育て家庭支援に関する自治体間取組格差の是正について

我が国の地方自治体制の下、ある程度の自治体間格差はやむを得ないところですが、子ども子育て家庭支援の分野においては、その格差があまりにも大きくなっています。厚生労働省におかれても、全国における先進事例の収集や情報提供、今般の児童福祉法改正による一部事業の義務的経費化など、自治体間格差を是正するための様々な施策を実施されていますが、まだまだ心許ないのが実情です。

今般の児童福祉法改正が、一部の先進的地域だけではなく、全国津々浦々まで理解され、実際に各地域において子ども子育て家庭への支援体制が十分に構築されるよう、その施行に当たっては特段の配慮をお願いします。

また、次回以降の法改正において、さらに多くの事業の義務的経費化が実現するよう、よろしくお願い致します。

(5) 子ども子育て家庭支援施策全体の包括化・一元化に向けて

これまでの要望書でも主張してきたとおり、家庭支援・地域支援においても、社会的養護においても、子ども子育て支援に関する諸施策の包括化を推進することは不可欠であり、そのための地域拠点の整備は喫緊の課題です。

我が国における子ども子育て支援においては、子どもや家庭のニーズのアセスメントや自立支援計画の策定等のケアマネジメントを含むソーシャルワークによる支援体制が圧倒的に不足しています。こうした子ども子育て家庭支援における基本的、根本的な部分についても、民間機関の事業として義務的経費による制度化を図り、介護保険制度における「介護支援専門員」、障害者総合支援制度における「相談支援事業者」「相談支援専門員」のような、民間機関が子どもたちあるいは子育て家庭に継続的・包括的に向き合っており、ソーシャルワークによる支援に安定

して携わることができるような制度を検討して下さい。

(6) 人材の確保・育成に向けた本格的な取組

上記のような支援体制は、言うまでもなく、実際に現場で支援するソーシャルワーカー等の人材確保・育成なしには、成り立ち得ません。大幅な処遇改善を含めて、包括的な人材確保・育成策を打ち出していく必要があります。その中で、児童福祉司や児相・施設の心理士等、職場・職種ごとのキャリアパスや育成プロセスを明確化するためのガイドラインの策定等に、政府としても取り組んでいただけるようお願い致します。

3. 特別養子縁組に関する課題

これまでの FLEC フォーラムでの議論を踏まえ、下記の課題について、政府としての検討を早急に開始していただくようお願い致します。

(1) 特別養子縁組における子どもの出自に関する情報の保管・開示について

特別養子となった子どもたちの、自らの出自に関する情報に対するニーズは、切実で、かつ多様です。また関わる支援者も多岐にわたり、子どもの情報が分散された状態で、施設・児童相談所・民間あっせん機関・医療機関などに保管されていることが考えられます

こうしたニーズに適時適切に応えることができるよう、

- ・どこで、誰が、どのような情報をどのように保管すべきか
- ・そして保管された情報について誰が、どこまでの情報を、どのようにして開示すべきか
- ・さらに開示に際してどのような支援が必要か

等の論点について関係者が集まって議論するとともに、国による情報の保管機関の創設を含めた法制度化の検討を早急に開始するよう、お願い致します。

(2) 特別養子縁組における児童相談所と民間あっせん機関の役割分担の整理

特別養子縁組に至る手続き等について、特に高年齢児委託及び障害児・医療的ケア児委託を念頭に置いた、児童相談所と民間あっせん機関の関わり方と役割分担に関するガイドラインを国で策定するよう、お願い致します。